

第六回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第八号

昭和二十四年十一月二十二日(火曜日)
午前十四時四十七分開議

出席委員

委員長 中島 守利君
理事 大泉 寛三君 理事 川本 末治君
理事 野村 專太郎君 理事 藤田 義光君
理事 立花 敏男君 理事 田中 豊君
理事 大石 ヨシエ君

出席國務大臣

國務大臣 本多 市郎君
出府政府委員 小野 哲君
地方自治行政次官 遠山 信一郎君
(地方自治行政次官) 鈴木 俊一君
總務事務官 鈴木 俊一君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君
専門員 長橋 茂男君

十一月二十二日

委員井出一太郎君辞任につき、その補欠として竹山祐太郎君が議長の名で委員に選任された。

十一月十九日

町村吏員恩給組合に対する国庫補助の請願(立花敏男君外一名紹介)(第九四六号)
同(田島ひで君外二名紹介)(第九四七号)

第一類第三号 地方行政委員會議録第八号 昭和二十四年十一月二十二日

同外三十三件(井之口政雄君外一名紹介)(第一一九九号)
遊興飲食税の免税点設定に関する請願(山本猛夫君紹介)(第九七八号)
原始産業に対する事業税撤廃の請願(淵通義君外四名紹介)(第一一〇一〇号)

治安維持に関する請願(加藤充君紹介)(第一〇二二号)
地方議会議務局の法制化に関する請願(立花敏男君紹介)(第一〇三七号)
同(田島ひで君紹介)(第一一九五号)
同(田代文久君紹介)(第一一九六号)
同(谷口善太郎君紹介)(第一一九七号)

地方議会議務局の法制化並びに予算独立に関する請願(田中堯平君紹介)(第一一九三三号)
同(谷口善太郎君紹介)(第一一九四号)
国有林野所在市町村交付金の引上げに関する請願(松田鐵藏君外三名紹介)(第一二二九号)
碧南市の起債認可に関する請願(千賀康治君外一名紹介)(第一二四六号)

地方公共団体の従業員を地方公務員法適用除外の請願(川上實一君外一名紹介)(第一二八二号)
東京都特別区の自主的財政制度確立に関する請願(徳田球一君紹介)(第一二〇四号)

地方自治法の一部改正に関する請願(柄澤まよ子君紹介)(第一二〇五号)
同(谷口善太郎君外一名紹介)(第一二〇六号)
同(立花敏男君紹介)(第一二〇七号)
地方公務員法案の一部修正に関する請願(門司亮君紹介)(第一二一八号)

の審査を本委員会に付託された。
同日
都市吏員の研修所設置に関する陳情書(岸和田市長毛利一郎)(第二三四号)
市営庶民住宅建設に対する起債額に関する陳情書(岸和田市長毛利一郎)(第二三五号)
公安委員の選任資格範囲拡張等に関する陳情書(岸和田市長毛利一郎)(第二三八号)
委任事務の経費に対し財政対策確立等の陳情書(岸和田市長毛利一郎)(第二四〇号)

地方自治法の一部を改正する法律案に関する陳情書(秋田県議會議長京野孝之助)(第二五二二号)
県農地部存置の陳情書外七件(農地委員会兵庫農協議長長田中九右衛門外三十九名)(第二五八八号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件
連合審査會開會に関する件

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)
地方行政調査委員會設置法案(内閣提出第三七号)

○中島委員長 これより會議を開きます。
法案の審査に先立ちまして、この際特にお諮りしたいと存じます。すなわち電気通信委員會におきまして、目下警察用電話等の処理に関する法律案を審査いたしておりますが、本案については當委員會と関連もあり、また當委員會において深く関心を有する問題でありますので、電気通信委員會と連合審査會を開会いたしたいと思ひますが、いかがでございますようか。

○中島委員長 御異議がなければさう決します。なお連合審査會の日時につきましては、電気通信委員長と協議いたしまして、公報をもつて御通知申し上げます。

○中島委員長 これより地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、一応質疑を終了いたしましたのでありますが、門司君の質疑は留保されております。この際委員長より政府に対して質疑をいたしたいと考えます。昨日の東京新聞に「自治の後退」と題して、附則第二條に關連する委員諸君の修正案に対して、自治府は反対であるという意思表示をしてあります。この問題は、自治府のこれまでの経緯から見まして、

大体わかつておりますから、かえつて本委員會で質問することが政府当局に私は御迷惑のように感じて、この問題の究極の質疑を差控えるようにいたしておつたのであります。しかるに本委員會で審議中の修正事項に対して、政府が反対の意思の表示をするというのは、はなはだ奇怪事と言わなければならぬと思ふ。もしそういう意思でありますならば、私も深くそれに対して論議を試みたいと思ふのであります。この際政府当局より責任ある御答弁を願ひたいと思ひます。

○小野政府委員 ただいま委員長から、地方自治法附則第二條の市町村の分離に關して、地方自治府が本委員會の御審議の御意向に対して、反対の意思を表明しておる点につきまして、御質問があつたのでありますが、地方自治府といたしましては、この問題に關しまして、特に本委員會で御審議の途上にある問題に關して、反対の意思表示をいたした事実はありません。特に附則第二條の取扱ひにつきましては、微妙なる問題でございますので、地方自治府といたしましては、十分に慎重な態度を持つて対処いたしておるような次第でございます。この問題につきましては、國會において十分に御審議をいたしまして、その御決定にまちがい、こういう考えを持つておりますので、ただいま委員長からの御質問に對しまして、私どもの考えをはつきり申し上げて、御了解を願ひたいと存じます。

○中島委員長 これより地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)
地方行政調査委員會設置法案(内閣提出第三七号)

本日の會議に付した事件
連合審査會開會に関する件

○中島委員長 この際お語りいたします。本多國務大臣が御出席になりましたので、地方行政調査委員会設置法案を議題として、質疑を続行いたしましたと考えますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議がないと認めまして、日程を変更いたします。これに對して委員諸君の意向を尊重いたしまして、委員長より質疑いたしたいと思ひます。今回政府より提出になりました地方行政調査委員会、これは私も非常に重要な會議と認めるものであります。この會議がすみやかに設置されまして、國と都道府県、市町村との間の事務の分配その他について明確な調査ができますと、國の行政、地方行政の面において、非常に大きな効果をもたらすものと承知いたしております。なるべくこの委員會が完全なるものであり、すみやかにこの委員會の事務進行を熟望するものであります。しかるにこの法案を見ますと、組織は非常に大きな組織になつておりまして、専門調査員あり、連絡方法もありまして、しかもこれに關係する吏員の数がわずかに六人ということになるのであります。こういう重大な調査であり、調査の項目なども非常に多いのであります。また事務的にも煩瑣な事務をとらなければならぬと思ひます。あります。かような事務に對して職員の数があまりに少ないのではないかと。なるほど行政整理の後でありまして、政府としてはその點に對して相當な考慮を拂つておるものと考えますが、この委員會は臨時であり、また非常に急速を要する會議でありますから、

政府としては職員数を増加して、すみやかにこれを進行するようにする御意向はないか。仄聞するところによりますと、明年度においては二十名に増員するというのでありますが、私は少くも今年度の一、二月ごろには増員を行い、さらに明年度においては相當数の増加をしまして、一日も早くこの問題の回答を得ることが、私は目下日本國情における必要事ではないかと思ひます。この點に關する政府の所信を伺いたしたいと思います。

○本多國務大臣 ただいまお話のありました地方行政調査委員會の設置につきましては、その重要性から見て、まつたくこれは固期的な大事業であると考えております。特に行政管理の立場にありまして管理庁の私どもといたしましては、この委員會に期待すること大なるものがあるものであります。その結果必ずや國、都道府県、市町村の分担が明瞭になりまして、行政機構の簡素明確化が實現されることを期待いたしております。この調査委員會は、当初は地方自治庁がその事務を担当するという建前で進行しております。定員の點につきましても非常に少数になつておつたのであります。これが独立して行政委員會になることになりました關係から、でき得る限り自治庁からの手伝いと申しましようか、そういうことはしていただこうと思ひますけれども、そこに專屬の職員を相當要するということは考えられるのでございます。この點につきましては、定員を担当する私どもといたしまして、でき得る限りの心配はいたしておるのであります。大

蔵關係において予算が伴わなければ、から定員になることでもあります。大蔵省とも協議をいたしまして、支障のないようにぜひ決定しなければならぬと目下研究中であります。政府といたしましては、一般的には御承知の通り、定員法によつて行政整理をやつたばかりでありますので、この臨時國會においては、定員の増加というような修正は、やらない方針で進んで参つたのでありますけれども、わく内においてでき得る限りの措置は講じたのでございます。なおまた委員長からお示しの通り、来年度を待たずして、どうしても支障がある場合には、どういふふうにくふうして行くかということにつきましては、でき得る限りの処置を講じたいと存じております。

○中島委員長 なおそれに續いて私どもも伺いたいと思ひますが、この法案に對して、定員をもし本委員會において修正した場合に、今御説の通り大蔵省で予算が伴わなければから定員になつてしまふ、こういうことになるわけでありまして、しかし委員會として、少くも二十人の定員がなければこの事務の執行はできないのじやないか。なるほど本多國務大臣からの御説明によれば、差繰つて兼務的にこの事務を手伝わせる方法もあるように見えるのであります。しかし自治庁の現状を見ますと、地方税法あるいはまた地方自治法等の關係において、非常に職員数の少いところに事務が煩雜なのであります。言いかえますれば、財政部のごときは目下調査中であります。地方税の根本の改革のために現在の財政部員で、これが實現できるかというのを私どもは心配しておる状況

であります。そういう実情でありますから、この委員會に自治庁の職員をもつてこれを補助ということとは、まつたく困難ではないかと思ひます。今の官制上他の役所では多少の手のすいておるところもあるかもしれないが、この仕事に對して他庁から応援するということは困難ではないかと思ひます。その點についてなお一応本多國務大臣の御意向を拜聴したいと思ひます。

○本多國務大臣 自治庁におきまして、もちろん事務多忙であります。けれども、年度内では、ただいま提案いたしております調査委員會の職員にどうしても兼務のような方法で、自治庁から応援を申しましようか、こういうことで処置して行つていただきたいと思ひます。この法案に對しては、政府といたしまして、来年度の定員につきましては、ただいま検討中でありまして、年度内はそういうことで自治庁とも相談いたしまして、大体やつて行つてもらへるであらうと思ひます。まことに御同情ある御意見でございますが、どうぞ御了承をお願いいたします。存じます。

○中島委員長 何か本多國務大臣に御質問がありますか。立花君。

○立花委員 この問題は委員長から各委員の意見を代表して、御質問が行われたようにお聞きいたしました。私も共産黨といたしましては、人員の問題に入るのはまだ時期が早いのではないかと考えております。何となれば、法案全体の審議もまだ十分やつておりませんし、特に調査事項の内容あるいは調査の方法などに關しまして、非常に重大な問題があると存じます。で、人数の問題に入るのは少し時期が早いのではないかと。その前に私本多さんにお伺いしたいのは、どういふメンバーをこの調査員あるいは事務員に充てようと思ひます。これは失業救済の一助にはなるかもしれないが、實際はこういう中央の官僚機構だけをいくらかふやしても、實際の地方の実情の調査というものは非常にできにくいのではないかと。私もはむしろそれよりも、こういう中央の官僚機構を屋上屋を架したような形でふやしますよりも、實際地方の第一線に立つて働いておる者の中からの意見をくみ出して来る。しかも町村あるいは市あるいは府県においては、各全國的な組織を持つております。しかもこれが第一線に對しての切實な要求なり行政に關する切實な希望なりを持つておるはずなんです。この現在持つておる具体的な熱烈な要求をそのままとめ上げて来る。そういう方法をおとりになれば、中央における行政組織をいたずらにふやすような形をとらなくても、實質的には調査の内容があがつて来るのではないかと。それをただ中央においてまとめ、あるいは必要があれば、このシャウブ勧告による委員會に反映さすという方法をとりさえすればよいので、なまじ中央でできた調査委員會がすぐ全國を調査するといふような建前で進まします。いくら人をふやしても、これはできない相談じやないかと考えられますので、そういう根本的な問題をもう少し御検討になつて、御決定になつてから人数の問題に入るのが、当然

だとはくは思ふのであります。その点に關しまして本多さんの御意見を承つてみたいと思ふのであります。

○本多國務大臣 委員会の構成のことにも触れておられる質問でありますので、政府委員から答弁いたさせます。

○小野政府委員 ただいま立花さんから目下提案されております地方行政調査委員会の運営に關して、御質問があつたのでございますが、私から答弁いたしたいと思ふのでございます。この調査委員会は、立花さんも仰せのごとくに、シャウプの報告書に基きまして、これを忠実に尊重して、国と地方団体相互間の事務の配分の調整をはかるという目的のもとに設置いたしました、かような考えを持つておるのでございますが、この場合においてこれが運営に必要な要員の問題は、この法律案をさらに御審議の上で、決定さるべきものである、こういう御意見、まことにごもつともであらうと存じます。

しかしながら考へてみまするのに、この事務配分の仕事は、もちろん地方公共団体を初め各方面の盛り上る意見を十分に参酌いたしますことは当然でございます。しかしながら事務再配分の仕事は、一面専門的な知識なり経験なりを要する部分が、多分に多からうと思ふのであります。従いまして五人の、この調査委員会の運営にふさわしい人材を選任する、こういう建前になつておりますとともに、この五人の委員のブレインとして専門調査員も設ける道を開いておられますし、また關係行政機関あるいは關係地方公共団体の職員を連絡者として指名する道も開いておりまして、この委員会において十分かつ慎重に審議をして行くという

建前をとつております關係上、これに必要な人員をできるだけ十分に配置するということは、當然な結論として出て来る問題であらうと存じます。従いまして政府といたしましては、国会がその御審議に當りまして、前後をおつけになりますことは御自由ではございますけれども、先ほど委員長からいろいろ御質問がございましたように、この調査委員会の重要性にかんがみまして、人員の問題にまでお触れくださるということは、私どもといたしましてはむしろ御厚意に對して感謝をいたしておるような次第でございます。従いまして本多國務大臣からも、御答弁がございましたように、政府といたしましてはこの仕事の重要性にかんがみまして、せつかく運営の上に支障のないように努力いたしたい、かように考へておる次第でございます。

○立花委員 人員の点に觸れるのはけつこうだと思ふのですが、人員の点に觸れるまでの審議が、まだ行われていないということをお願いしておるのでございます。同時に人員の点に觸れるには、やはりその前にどういう運営をやらかうということを、十分に審議しなければならぬということになるだらうと思ふのです。実は次官の言われましたように、地方の意向をしんじやくすると申されるのは当然だと思ひます。しかし私どもは、シャウプ勧告の趣旨からいたしましても、しんじやくするではないかというのじやないか。しんじやくというふうな今までの官僚的な態度でなしに、實際シャウプ勧告によつて地方の自治を拡充する。行政的にも財政的にも現在の地方自治団体に名目的に第一線としての責任なり、仕事

をさせて行くという立場からいたしますと、やはりそこから出て参ります意見を、自主的に組織して行くという方法がとられるべきでありまして、中央でできた官僚機構が地方の意向をしんじやくするといふような態度では、考へ方が違ふのじやないか、運営の仕事も大分違つて来るのじやないかと考へます。そういう点をやはりもう一度考へ直して、この問題はどうか地方制度の改正の問題になるのですが、地方制度改正の意見そのものを、地方自治体自体から生み出させる。従つてそれに必要な調査、いろいろな統計などに関しまして、やはり中央でやるのでなしに、實際に地方の自治団体の中から、そういうものを生み出させて行くといふ方向で運営なさる。そういう点から人員の問題にも考へを及ぼして行くといふふうにいいたしませんで、そういうものを抜きにして人員の問題を考へますと、非常に違つて来るだらうと思ひます。そういうところを私は考慮してもらいたいと思ふのです。たとえば次官のお言葉では、専門的知識あるいは専門的経験といふことを申されましたが、中央で集めになる専門調査員あるいはその他の方々、あるいは事務の方にいいたしましても、もちろんかつての経験なり、あるいは學問的な知識なりはお持合せであるかもしれませんが、實際地方で地方民と第一線で接觸して、その中からの具体的な問題を持つておる者とは、おのずからその知識なり、経験なりが違ふだらうと思ひます。そういうことを考へ合せていくつて、やはり人員の面を考へて行くといふことにしていただかないと、いたずらにそういう面から離れて人数なり人

間の問題を考へても、非常に浮いたことになるのではないかと。結果としてでき上るものが、かつての地方財政委員会あるいは現在の地方自治委員会のよくな、まつたく官僚組織のこぶあるいは育腸みたいな何にもならないものができるのではないかと、私は考へますので、そういう根本的な問題をもう少し基本的、民主的にして、地方の自治団体の下から改正案なり調査をやらすという、根本的な考へ方で、もう少し審議していただいて、人数の問題に觸れていただきたいと思ひます。

○中島委員長 ただいま立花委員の御発言で、審議の順序についての御意見があつたやうであります。私は本多國務大臣が御出席になりましたから、全体の審議の参考になると考へまして、本多國務大臣に質疑をしたわけでありま。しかし結論に達して初めて定員の問題が、ここに論議されるべきものであるといふ御議論はごもつともありますが、少くとも定員が少いということとは、大体の委員の空気がありま。そのため本多國務大臣がお見えになりましてから、便宜その点を詳細質疑いたしたわけでありまして、さよう立花君においても御了承願ひたいと思ひます。

○大泉委員 せつかく大臣がお見えになつていらつしやいますから、私どもも所管に屬する地方行政の大変革を前にして、一言お伺ひしておきたいと思ひます。ただいま委員長から地方行政の調査委員會議設置に對して、まず輪郭の御質問がありました。私も委員長の御心配になられ、また期待されることを當然と思ひます。何といつてもこれは人がやるのでありますから、ま

ず人の問題を先に考へなければならぬ。ことに日本の地方行政が今まであまりにも中央依存であつた。これを地方分権の立場から地方自治の拡充強化、そうしていかん国民は今まで中央あるいは地方の負担に耐えて来たか、こうした立場から考へてみたときに、中央行政に携つておる人のみが、改革の衝に當るべきではない。これは国民の立場からこれを改革に導いて行かなければならない。シャウプ博士が日本の地方行政を見られて御勧告になつておられます。日本国民はともかくこれまでの行政になれきつておる国民である、自分の体臭は自分でわからぬが、他人にはよくわかる。これはどうゆる側面からこれを觀察して初めて正しい姿が私に見えると思ふ。こういうのでこの勧告になつたと思ふのであります。ともかく日本の発展は中央を中心として、今日までのあの強力な力にまで持つて行つた。こうしたことを一ぱんにとにかく改革せねばならない國情になつておるときに、まず地方自治行政といふものは根本的に改革しなければならぬ。今までは行政方面のみに重点を置いて来たが、今日のあらゆる方面の進歩発達したときに、まだそのまゝの行政区域を守つておるとか、あるいは行政方針を堅持するとかいふことになつておることは、これは改革の時期にも立つておられますし、これは改革ればならぬとするならば、経済單位で行かなければならぬ。あるいはまた産業本位で行かなければならぬといふやうに、行政の單位はやはり経済を重点に置くとか、あるいは住民の福利を重

点に置くというように、改革の目標は
おの／＼あると思う。ただここでわづ
かな人数でもつて調査研究をして、将
来に完全なものを残し得なかつた、つ
まり立案し得なかつたとなつては、こ
れはとんでもない失策になりますか
ら、やはり広範囲に大所高所からこれ
を検討して、慎重を期すべきであると
私は思うのであります。こういう構想
から委員長におかれましては、相当陣
容を整え、また予算面においてもそう
事欠かないように御心配になられた御
質問であらうと思つてあります。こ
の点は本多國務大臣も十分お考えにな
つておられると思ひますけれども、御
答弁の中に大蔵省の問題も関連する
いうことですが、これは重大な問題
である以上は、相当大きな決心をもつ
てこれに当らなければならぬと思つて
あります。ここで御質問申し上げた
いは、どういふ構想で地方自治の改
革をなされるか、この輪郭がわかつて
初めて人員も定まつて来ますし、また
お話になつておられます兼任もして行
かれる。これは地方の協力を求められ
ることでありまして、兼任必ず
しも悪くはないと思ひますけれども、
先ほども申し上げた通り、いわゆる行
政に携つた人のみが、この改革に當る
べきではないと私は思つてあります
。この点援助的であれば別に経費も
伴わない地方庁の人材の選択もでき
ると思つてありますから、この調査の
輪郭についてまず伺ひをし、そして
その地方行政の大変革に対して、大
きな構想を持つていただきたいとい
う一つの希望の期待を持つて御質問
申し上げる次第であります。

○本多國務大臣 地方行政調査委員会

議に対する御期待は、全然同感でござ
います。御承知の通り今日までの中
央、地方の行政は、その担当の行政事
務の範囲がまことに複雑でありまし
て、ことに終戦後は中央より地方に対
して直接の出先機関をつくりまし
て、一層地方行政というものを複雑に
しているように感じられるのでありま
す。こうしたものを国の担当事務、府
県の担当事務、市町村の担当事務とい
うふうに區別いたしまして、そうして
その責任を明らかにし、それに要する
財源というふうなものも裏づけも確立
されましたならば、必ずや事務の能率
も上り、また事務の進行状況が明確
にされて来るだらうと存じます。今日
まで政府におきましては、ただいまお
話のありました通り、でき得る限り民
主化のためには地方分権の方向に進む
べきであるという考えをもつて、出先
機関の整理等にも力を注いで参つたの
でありますけれども、いかんせんいま
少しく根本的な改革を断行するという
段になりますと、かくのごとく強力な
立案機関を設けて行くということが、
シャープ博士の勧告通り適切である
ということを感じておる次第でござい
ます。その調査委員会の委員の中に
は、五人の方が委員になられますが、
そのほかに専門調査員、連絡員等も整
備されることであるので、あらゆる
方面の意見は、そこに現われて来る
ことと思ひます。またそれに伴う事務
局の事務要員のことに、委員長
から御質問があつたのでござい
ますが、これにつきましても委員長にお
答えいたしました通り、遺憾のないよう
に努力して行きたいと存じます。

○門司委員 私はこの前の委員会でお
聞きしておいたのでありますが、要領
を得ませんので、幸い大臣もおいでに
なつておりますので質問しておきたい
のであります。それはこの委員会が
できまして、これと本多國務大臣の所
管になつております行政制度審議会と
の関係であります。これは同じような
仕事をしておるものではないかと私は
考えておる。それとさらに自治庁にあ
ります自治委員会というように、今度
大きな機関が三つできることになる
と思ひますが、これらの事務的な関連はど
ういうふうになるのか。なお突き進ん
で聞きますならば、この組織ができた
ら内閣審議会というものはおやめにな
るのか、これをまず先にお伺ひしてお
きたいと思ひます。

○本多國務大臣 ただいま内閣に設け
られております行政制度審議会と申し
ますのは、国の行政機関についての機
構を改革する調査をやつてもらつてお
るのであります。しかし関連して参
りますので、これが地方の機関にも関
連があることはお話の通りでありま
す。その調査研究という点においては
重複するかと思ひますが、御承知のよ
うに審議会は法律上の権限のない審議
会でありまして、ただいまの複雑な事
務を三段階に截然と立案するといふよ
うな機関には、適當ではなからうかと
考えております。そういう立案機関と
して今回設けられます調査委員会
は、まことに適切なものであると思つ
ておるのでございます。それではこの
調査委員会ができれば審議会は廃す
るかという御質問であります。これ
は前もつて申し上げました通り国の行
政機関をいかに改革しようかというだ

けのものでありまして、原則的な使命
は違つておるのであります。しかし関
連性はございます。この審議会につき
ましては、でき得る限り早く今日まで
の研究に基づく答申をしていただきまし
て、これはなるべく早く廃止するとい
う方針でございます。

○門司委員 言葉じりをつかまえるよ
うで恐縮でございますが、なるほど今
の政府にあります内閣の行政制度審議
会というものは、総理大臣の諮問機関
でありまして、法律上の根拠を何ら持
つていないことはお話の通りでありま
す。われ／＼もそう承知しておるの
であります。ただこれは国の関係を持
つておる、これは地方の關係を持つて
おるということ、さらにこれが関連
性というふうな話であります。現在
の内閣審議会というものは、総理庁の
一つの機関のような動き方をしておる
のじやないかという考え方をしておる
のであります。それは大臣も御承知の
ように、たとえば港が地方の自治体の
管理に移されるというふうな、向うの
サゼッションがありますならば、それ
の主体性をどういふ形で受取るかとい
うような場合には、これはたしか内閣
の行政審議会が答申したと考へており
ます。これなどは明らかに国の一つの
関連性を持つ地方行政であつたとい
ふことで、総理庁にそういう問題が持
込まれたのではないかと。現在の法律の
建前で行つたならば、当然運輸省の管
轄内であるべきものが総理庁に来てお
る。そういうふうな考へて参ります
と、單なる関連性があるということだ
けではなくして、實際上は地方行政の
すべてのものうち各省に所屬しかね
るような疑問のあるものについては、

大体総理庁の諮問機関によつていろ
ろのことが考へられておるのじやない
かと考へておるのであります。従つて
こういう明確なものができたならばひ
私はそういうものは廃止していただき
たい。私がそう申し上げるのは、政府
は行政整理をおやりになつておいでに
なりますが、内閣のもとに総理大臣の
諮問機関として一つの行政審議会があ
り、さらにこういう機関を設けて單に
これが六人の人間しか收容しないとい
うことが審にありまして、これは一
体たれがふえるかというものでありま
す。もし政府がほんとうに人員整理を
するといふ腹でありますならば、こ
ういう屋上屋を重ねて官僚の勢力を温存
するやうなものは、すみやかに廃止に
なつた方がよいと思つ。この点は廃止
する意思はないというやうなお考えの
ようでありますので、これ以上追究は
いたしません。私どもの意向として
はそういう官僚の勢力を温存したやうな
屋上屋を重ねるやうなものはただちに
廃止してもらいたい。

それからさらに、これは先ほどあな
たからお話があり、この前の委員会
でも大抵の空氣でありましたが、人員
の少いということは事実でありまし
て、私はこの人員の少いということに
ついて前の委員会でもなたかのお話の
中に、今政府は行政整理を行つてお
るときであるから、いたずらに人間をふ
やすことはどうかと思つておられます
意見があつたやうに聞いております
が、もしこういうことが政府にあると
すれば大きな間違いだと思つ。必要
なものは整理することはけつてござい
ますが、整理するやうなやうなやう
なものは整理するやうなやうなやうな
なればならない、ことにこういう大

規模な日本の行政整理、長い間明治、大正、昭和にかけてできなかったような大仕事を今日やろうという御構想をお持ちにならなければならぬときに、單に今の時代に迎合して、行政整理をやつておるときに必要な機関ではあるが、それをふやしてはいけないうようなお考え方であるとするならば、今の行政整理が首切りのための首切りであつて、眞の行政整理ではないといふことを、この際言いたくなるのであります。従つてこういう中途はんばと言ふよりもむしろわれ／＼が審議することについて張合いのないような、あつてもなくてもよいような六人くらいの者で、あとは非常勤で二十人くらいい何をするかというように、單に機構だけを設けて、これが屋上屋のような形になつてゐるということについて、私どもは先ほどから申し上げてゐるような意見を持つてゐるのであります。

次にお伺いしたいと思ひますことは、この委員会の次の構想であります。これは人員との関係で、むしろ木村さんに聞いた方がよいと思ひますが、人員の関係について、その方に関係しておいになります大臣としては、どういふふうにお考えになつてゐるかにつてお伺いします。

○本多國務大臣 たいだいまの御質問の中にありましたように、行政整理のために、絶対必要なところでも増員を認めないのだというふことがあつたとすれば、まことに不合理な話でありまして、そういう考えは持つておらないのであります。この地方行政調査委員会は御承知のような委員でできて、その事務を担当する事務局でありまして、こ

れはどうしても従来よりこの地方問題に關係を有しておられる自治庁がこれに當らなければならぬということを考へて参つたのであります。自治庁の方々にこの委員會議の世話をしてさるるときには、実は定員の増加はなかつたのであります。自治庁自体の定員でやつてもらうつもりでおつたのですが、わかれるということになりまして、少數の定員を定め、さらに年度内は兼務で自治庁の方からこの事務を見るときにふうにして、それでまず支障なくやつて行けるということ、さうにきまつたわけでありまして、決して私どもは名目か何かにとらわれて、不合理なことをむりしてやろうという考えで、やつてゐるものではないのでございます。

○藤田委員 簡単に二、三お伺ひしたいと思ひますが、第一の点はこの調査委員會議の事務局として、自治庁では鋭意研究された結果、五十名を必要とするという前提のもとに、大蔵省に予算を要求されたことと拝聴いたしております。これに対して現在決定を見ておられますのは、わずかに六十名である。五十名なくてはどうしてもこの委員會議の運用は不可能であるという認定のもとに要求されたのが、十分の一というさんたんたる現状でございます。大蔵省はいかなる必要に基いて、かかる予算の削減をやつたのか。この間に処しまして、定員をつかさどつておられます本多さんはどういふ態度をとられたか。その間の事情を國務大臣として簡単に答え願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 たいだいま申し上げました通りに、行政整理の名目にとらわれて、特に定員の増加を認めないといふ趣旨ではないのであります。すけれども、國費の節減という見地から、さらにまた現内閣の縮減して行きたいという方針から、その範囲までは研究の結果、行けるものなら行くというのがたいだいまの方針であります。最初自治庁において打合せのときには、最初以上の数を考へておられたことは、私も知つておりますけれども、事務の内容、性質上どういふふうにしてやり繰つて行くかといふことを、いろ／＼と相談し、研究いたしました結果、これで年度内は都合してやつて行けるという結論に落ちついたわけでございます。

○藤田委員 たいだいま本多さんから六名でどうにか都合して行けるという御答弁がありましたので、この点に關しては、いづれ所管大臣から後刻お伺ひすることにしたと思ひます。やや釈迦に説法のきらいがありますが、私は、現内閣の方針として定員を縮減する緊縮政策で行くという趣旨であることは一応了といたしますが、必要な役所に必要な定員を確保するということは、その緊縮政策を実施するという点とは別個の問題でありまして、この点は定員を管掌される本多さんに、十分認識していただかぬと、國政の円滑な運営に支障を来すということをおそれるのでございます。

次にお伺ひしたいのは、先ほどの御答弁でもちよつと触れられましたが、現在政府におきましては、新定員を練つておるというふうなことを言われたのであります。これは二十五年度的から新しい定員を考へておられますのか、あるいは二十四年度内にも定員の変更があるのかどうか、この点に關してお答え願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 方針といたしましては、年度内の定員増加はやらない方針であります。しかしたいだいまの地方行政調査委員會議のような新しい機構の場合、あるいはまたどうしてもやらなければならぬという事情が生じました場合は、年度内といへども認めるのであります。さらに来年度につきましても、実はその実情を調査いたしてありますので、その結果定員法の改正案を提案する考えで、今日では進んでおります。これはやむを得ざる増の面に伴ひまして、相当定員を減少しなければならぬという必要からも出て来るわけでありまして、その面についてたいだいま調査中であります。

○藤田委員 年度内にも必要に応じては増員するかも知れぬという御答弁であります。その点に關しまして、今回の補正予算に予算措置をとられておりますかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○本多國務大臣 これは予算の詳細でありますので、どういふふうにするか盛り返されておるかというところまでは、私は正確に存じませんが、たとえは今回の地方行政調査委員會議のように、六名認められておるものもあると思ひます。なおまたどうしても必要だといふ場合には、そこに直接に割当てられてゐる予算以外から流用してでも、ぜひ必要なものをやつて行かなければならぬ場合も出て来ようと思ひますが、これは、その具体的な必要に応じて処理して行きたいと思ひます。

○藤田委員 最後にもう一点お伺ひしたいのですが、今度の設置法案の第三條によりますと、従來の國の固有事務も當然この委員會議の審査の対象になると思ひます。その審査の結果によりまして、必然的に中央官庁の人員整理という問題が出て来るだらうと思ひます。その定員を管掌される國務大臣は、その範囲内におきましては、この委員會議に諮問権を持たれるのかどうか。それから先ほど門司委員が質問いたした行政制度審議會におきまして、同様の問題を管掌してゐる部面は、この委員會議と重複する面が出て参りますが、その件に關しましては、委員會議を優先せしめる予定であるのかどうか。委員會議と審議會との法的な差違は十分わかつておりますが、現実には、たとえば第三條によりまして、厚生行政あるいは文部行政等に相当大きな再編成の必要が起つて来るだらうと思ひます。これは本多さんの言われる、いわゆる純然たる行政制度審議會の審議事項でもあり、またこの委員會議の審議事項と重複することになります。その面ではどういふふうに運営されて行きますか。簡単にお願いします。

○本多國務大臣 この調査委員會議によりまして、國の事務が地方の事務といふことになりました場合、その調査委員會議から定員についてまで報告せられるものかどうかわかりませんが、その場合、もちろんその事務費に應ずる定員の縮減といふものを中央では行つて行くことになると思ひます。もしその定員の配分についてまで報告がありましたときは、その報告を尊重いたして内閣は決定したいと思ひます。

○床次委員 本多國務大臣のお立場から御意見を二つばかり承りたいと存じ

ます。

第一はこの調査会議は民主化を徹底するために、特に設けられたものであると存じます。今日まで地方自治が発展しなかつたことは、国が第一優先的に自分の立場でもつて事務を執行し、その次に府県が行い、最後に市町村の立場を考えられるような状態にあつたためであることが指摘せられておりますが、この会議におきましては、得る限りその間の調整を行ひまして、地方自治を進展せしめたいというのがこの法案の趣旨であつて、わざ／＼特にこういう特例の委員会をつくられたように伺つておるのであります。右に關しまして、ただいま申し上げた国、府県、あるいは町村、この三者がそれ／＼の立場を主張するのであります。国にこういう機関がありました場合は、やはり政府中心にものを考えて、県なり市町村の立場を考慮することとが少くなるのではないかと。中央政府中心の考え方になりやすい。従つてできる限りそういうことのないように、国、府県、市町村というものを第三者の立場で、大所高所に立ちまして、この三つの関係の事務の調整をはかり、研究調査をするのがこの委員会議の任務であると思ひます。シャープ博士の勧告もその意味でありまして、従つてこの委員会を国会に設けるということをお勧めしております。私はさように読んでおる。前回シャープ博士の報告書は国会に設置するといふのでありまして、内閣に設置するといふのは誤解であるといふことも申し上げたのであります。が、これは單なる誤解ではなく、本来の精神がそうあるべきであるから、かように国会に置くように勧告せられて

おるのだ。従つて事務の配当をいたします場合も、政府中心にものを考えてはいけなかつたといふことを、常に念頭に置いて考えるべきであるといふように思ふのであります。この点本多國務大臣はいかに考へておられるか。従来の行政審議会その他は政府中心でもつて行政のあり方を考へてよかつたのです。それでやつたやつたと思ふのであります。この委員會議に關しましてはさうな立場は許されな。ほんとうに國民の立場から、国、府県、市町村という立場をおの／＼生かして行く。特に地方行政、地方自治といふものを完全に民主化しなければならぬといふ立場から、これを見て行かなければならぬ。そういう使命のあることを考へて、この委員會議の設置法を見るべきだと思ひますが、本多國務大臣の御意見を伺ひたいと存じます。

第二の問題といたしましては、先般の委員會議のときに承つたのであります。行政整理その他この委員會議の結論をまぢまして、実施するといふお話でありましたが、大体この委員會議なるものが、どれくらい期間かかつて結論を出すのかといふ問題であります。あるいは一年あるいは一年半くらい、二年近くするのではないかと。いふような御答弁のように思ひますが、しかし結論がよくなるに長くなるといふことになると、行政機構の整備といふ問題も、それだけ遅れて参るのだと存じます。今回地方自治法の改正にあたりまして、地方出先機関の整理が二つばかりありますが、まだ整理しなければならぬ、当面において整理してしまふべきものもたくさんあると思ふのであります。

この委員會議の結論をまつてやるようになります。これは必要な仕事にさうな遅れを要するといふことを私も憂へるのであります。従つてこの機会にお伺ひしたいのは、この委員會議におきまして、どれくらい早くもつて一応行政機構の整理、またこれに伴う出先機関の整理等の問題の結論を得るよう努力されるのかどうか。またその結論が出るまで政府は出先機関の整理、その他の行政整理を待つておるのかどうか。この点に關しまして大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○本多國務大臣 今回の地方行政調査委員會議が設置されます趣旨はお話の通りだと考へております。すなわち國家の事務を地方に委任してやらせるというふうな形は、結局中央のひもつき行政のようになりまして、まことに責任も明確でないばかりではなく、その財源等についても非常にまぎらわしくなつて来る次第でありますから、ここでその行政事務の性質が、国が担当するのが適切であるか、府県が適切であるか、市町村が適切であるかといふことを研究いたしまして、その分担当を決定いたしましたならば、今までのような國の事務を地方公共団体が委任されてやつておるのであるといふような考へ方ではなく、三者おの／＼自分の行政事務と申しましようか、國なり、府県なり、市町村なり、それ自体の行政事務であるといふ立場に立つて、行政事務を運営するにしたいといふのが趣旨であると思ひます。私どももそれを期待いたしております。

この調査委員會議が終了するまでは、中央の行政機構の改革等は手をつけないのかといふ意味の御質問だつたと思ひますが、これはお話の通り相当の日子を要することと思ひます。政府といたしましては慎重に、またすみやかなる御決定を期待いたしておりますけれども、歴大な調査も要することでありまして、相当の日子がかかると思ひます。その間におきましても、政府といたしましては、中央の機構につきましては常に研究を続けまして、お話の出先機関の委譲とか整理とかいふものも、その結論をまたなければならぬといふ態度でなく、續けてやつて行きたいと思つております。

○床次委員 ただいま第一点について大臣の御答弁を承りましたが、大臣のお考えのようでありますれば、当然この調査委員會議なるものは、私はむしろ國會に付屬せしめる機関として、そうして國會に答申せしめるという建前をとるべきものではないか。かように私大臣の御答弁からも考へるのであります。もしもこれを内閣に設置し、内閣に報告せしめる、また内閣を経由して國會に報告せしめるというような形でありまして、やはり中央政府は中央政府に便利なような考へ方をするのでないか。そういう結論になりやうくなる。なるべく國、府県、市町村といふものの一つ／＼にとられない立場から結論を出すべしといふ建前からいいますと、國會にこれを置いた方がよいといふようなことに自然ならざるを得ないのであるが、大臣のお考えを重ねて承りたいと思ひます。

○本多國務大臣 これは調査委員會議の自主性、獨自性の問題だらうと思ひますが、その事務を政府の方でいたしまして、必ずやその委員の方々はただいまお話のような國家的見地に立つて、審議されることであらうと思ひますし、またその審議の結果が、内閣にも國會にも勧告されるわけでありまして、むしろ内閣において仕事を進めて行く方がかえつて審議等が便利であり、早いのではないかと感がいいたします。

○大石(ヨ)委員 本多國務大臣に私はお尋ねしたいと思ひます。地方行政調査委員といふことは、要するところ声なき声を聞くためにこうしたものをつくりなつたのだらうと私は思ひます。ことに地方自治といふものは、非常に非民主主義化したと考へます。そこでただいまが國に國立輿論調査研究所といふものがございまして、この仕事と國立輿論研究所とが重複しないか、その点について大臣の御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○本多國務大臣 これはどういふ面についてのお考へであるか存じませんが、いかなる機関といへども輿論を尊重して行かなければならぬといふことは當然であります。この調査委員會議は、御承知のごとく地方行政の分担当を、三段階の機関のいずれに屬せしむるが適當であるかといふことを調査をして立案せられるのでありますから、そのことに關する限りは國民の輿論といふことも、もちろん考慮に入れて立案されるものと存じます。しかし國民輿論調査所全体の仕事といたしましては、さらに各方面の輿論を調査いたしておりますので、全面的に重複するといふようなことにもならないと存じます。

○大石(ヨ)委員 私の聞きたいのは、國立輿論調査研究所は、この地方行政方面のことを担当してやつておる仕事

があるのですが、もしそれがあつたとして、これと重複する、その点を大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○本多國務大臣 地方行政面の輿論の調査をやつておるといたしますと、むしろその輿論調査よりこの調査委員の會議に資料を提出いたしまして、反映して行くことになると思ひます。

○大泉委員 大臣のお忙しいところなんですが、今の経済調査庁を行政整理の対象にする御意思があるかどうか。これは現在のうちに統制が次から次へと進められて、だん／＼自分の行政面が狭められており、また将来これを全然廃止されるというような状態のときに、国民生活に合致しないような行政を國民に押しつけておられるような感じがいたしますので、せつかくお見えになつていらつしやるこの機会にお伺ひしたいと思ひます。

○本多國務大臣 経済調査庁は発足の当初から統制の法規が守られておるが、またその統制の法規に従つて物が流通しておるかどうかということも調査し、監督するような旨を持つて発足したものであります。だん／＼だん／＼統制事務が縮小いたして参りますにつれて、そうした方面の仕事は減少しつつあるものであります。さらにまたそうした方面の事務の減少に伴つて、経済調査庁の調査事務も統制関係という範圍から、だん／＼行政監察というやうな方面に移行しつつあるやうな状況であります。この経済調査庁をどうするかということについては、今研究中であります。これは廃止したいという意向も持つておるのであります。が、しかしせつかく調査、行政監察等の事務に堪能なものでありますので、

これをどういうふうにするかというところで研究中であります。いづれにいたしましても、発足が経済統制に発足しておることでありまして、この趣旨の仕事はなくなつて行く、それをどういうふうな処理するかというやうなことに付いて、まだ決定はいたしてありませんけれども、研究中であることと申し上げておきます。

○石原委員長 大体本多國務大臣に対する質疑はこの程度にとどめます。

○石原委員長 地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。門司君の質疑が留保になつておりますから、これに対して政府の答弁をお願いいたします。

○鈴木(俊)政府委員 それでは前回の門司委員のお尋ねの点につきましてお答えします。前会のお尋ねの趣旨は、府県知事等が訓令を出していろいろ職員的身分なり、行為なりについて制限を設けるというやうなことは、はたしていいものであるかどうか、また政府が定員定額について教育職員に通知を出しますと、その中には必ずしもそうせよという趣旨がなくても、それがすぐ訓令化して、そういうやうな趣旨を、そのまゝ実現して行くというやうなやり方をもつてやつておるか、こゝういうやり方は不適当ではないか、こゝういうやうな二点のお尋ねであつたやうに記憶いたしておるのであります。

第一の、訓令の法的効力あるいは性格等についての問題であります。これは先般もお答え申し上げましたやうに、職員の任免権を持つておりますものとしまして、その任免権の行使に限られた範囲におきまして、必要な準備

則を訓令というやうな形において出しますことは、これは名前は必ずしも適当であるかどうかはわかりませんが、その名前を出しますことはさしつかえのない。また同時に職務上の指揮監督権を持つております限度におきまして、その職務上の指揮監督権の準則になるやうなものを訓令という形において出すことも、これも法律上はさしつかえのないといふことになるわけでありまして、ただその任免権に基きます権限の範囲、あるいは職務上の指揮監督権に及ぶかというやうなことは、これはそれぞれ個々具体的場合について、當つてみなければならぬと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 それでは前回の門司委員のお尋ねの点につきましてお答えします。前会のお尋ねの趣旨は、府県知事等が訓令を出していろいろ職員的身分なり、行為なりについて制限を設けるというやうなことは、はたしていいものであるかどうか、また政府が定員定額について教育職員に通知を出しますと、その中には必ずしもそうせよという趣旨がなくても、それがすぐ訓令化して、そういうやうな趣旨を、そのまゝ実現して行くというやうなやり方をもつてやつておるか、こゝういうやり方は不適当ではないか、こゝういうやうな二点のお尋ねであつたやうに記憶いたしておるのであります。

なきわめて常識的な御答弁であると思ひます。常識的な御答弁のやうにスムーズに行けば、大した問題は往々にいたしまして、先般の委員会でも再々申し上げましたやうなことがあるのであります。従つて、それによつて迷惑をいたしますものは地方の住民なりの、あるいは地方の職員なりであると思ひます。これに対して、もしそれに触れた場合、これの罰則はさうくつけられないと思ひますが、しかし一応訓令を出した以上、それに違反すると目されるものについては、何らかの処置に出でられるであらうといふことは想像にかたくないのであります。従つて非常に常識的な人があつて、その人が非常識な訓令を出して、それに従わなければならぬといつて処罰をされるやうな場合が必ずあると私は思ひます。もしなければよいのであります。が、恐らく私はいさゝか出て来ると思ひます。もと／＼自主権の侵害になるやうなことは絶対にできないのであります。が、行き過ぎに對する何らかの処置をするというやうなことが、自治庁においてできなければ、それらの訓令を受けた者が、これに對してみずから正しい権利を十分主張し得る考え方や言ひがある程度は必要かと考へるものであります。たとへば静岡県の例を申し上げます。静岡県知事が政治活動を禁止するといふ訓令を出したに首を切るやうな場合、首を切られた者が不法であるからといつて行政訴訟をするといふやうなことが、あるいは今設けられようとする苦情処理

理委員会、あるいは人事委員会のようなものに、それを持ち出して来るといふやうなことはなくして、もと／＼法律的に何らの根拠のないものであるで、その取消し等については、勤めておる職員諸君の権限が十分主張し得る処置をとる必要があるのじやないかと考えられるのであります。それはこの委員会では少し言ひ過ぎるかと思ひますが、実際の面では、各都道府県あるいは市町村にさういふことがないと思ひます。最近急にと

ので、地方行政の方に働いておられます幾多の地方公務員は、これらの問題で相当苦しみられておるのではないかと見受けられる節が多分にあるのであります。それらの点について、自治庁に何かお考えがあらますれば、この際承つておきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 ただいま知事の訓令権の行使等につきまして、適法の限界を逸脱いたしました場合に、何か適当な処置はないかというお尋ねのやうでございますが、この点に關しましては、關係の地方団体等から文書あるいは口頭等によりまして、地方自治局の法律の解釈はどうであるかというやうな照会がございました場合には、地方自治庁がいたしました場合には、この点はこゝういふやうに解釈をする。それが法の趣旨なり運用の精神にあつたらうといふやうなことは、事実上連絡をいたしておられます。ただ地方自治の建前といたしましては、こゝうせよ、あせよといふことは言ひ得ない立場にございまして、またさういふことは地方自治の本旨にもとると思ひますので、そのやうなことは申し上げておきません。

○鈴木(俊)政府委員 ただいま知事の訓令権の行使等につきまして、適法の限界を逸脱いたしました場合に、何か適当な処置はないかというお尋ねのやうでございますが、この点に關しましては、關係の地方団体等から文書あるいは口頭等によりまして、地方自治局の法律の解釈はどうであるかというやうな照会がございました場合には、地方自治庁がいたしました場合には、この点はこゝういふやうに解釈をする。それが法の趣旨なり運用の精神にあつたらうといふやうなことは、事実上連絡をいたしておられます。ただ地方自治の建前といたしましては、こゝうせよ、あせよといふことは言ひ得ない立場にございまして、またさういふことは地方自治の本旨にもとると思ひますので、そのやうなことは申し上げておきません。

○鈴木(俊)政府委員 ただいま知事の訓令権の行使等につきまして、適法の限界を逸脱いたしました場合に、何か適当な処置はないかというお尋ねのやうでございますが、この点に關しましては、關係の地方団体等から文書あるいは口頭等によりまして、地方自治局の法律の解釈はどうであるかというやうな照会がございました場合には、地方自治庁がいたしました場合には、この点はこゝういふやうに解釈をする。それが法の趣旨なり運用の精神にあつたらうといふやうなことは、事実上連絡をいたしておられます。ただ地方自治の建前といたしましては、こゝうせよ、あせよといふことは言ひ得ない立場にございまして、またさういふことは地方自治の本旨にもとると思ひますので、そのやうなことは申し上げておきません。

○鈴木(俊)政府委員 ただいま知事の訓令権の行使等につきまして、適法の限界を逸脱いたしました場合に、何か適当な処置はないかというお尋ねのやうでございますが、この点に關しましては、關係の地方団体等から文書あるいは口頭等によりまして、地方自治局の法律の解釈はどうであるかというやうな照会がございました場合には、地方自治庁がいたしました場合には、この点はこゝういふやうに解釈をする。それが法の趣旨なり運用の精神にあつたらうといふやうなことは、事実上連絡をいたしておられます。ただ地方自治の建前といたしましては、こゝうせよ、あせよといふことは言ひ得ない立場にございまして、またさういふことは地方自治の本旨にもとると思ひますので、そのやうなことは申し上げておきません。

○鈴木(俊)政府委員 ただいま知事の訓令権の行使等につきまして、適法の限界を逸脱いたしました場合に、何か適当な処置はないかというお尋ねのやうでございますが、この点に關しましては、關係の地方団体等から文書あるいは口頭等によりまして、地方自治局の法律の解釈はどうであるかというやうな照会がございました場合には、地方自治庁がいたしました場合には、この点はこゝういふやうに解釈をする。それが法の趣旨なり運用の精神にあつたらうといふやうなことは、事実上連絡をいたしておられます。ただ地方自治の建前といたしましては、こゝうせよ、あせよといふことは言ひ得ない立場にございまして、またさういふことは地方自治の本旨にもとると思ひますので、そのやうなことは申し上げておきません。

が、連絡のありました場合には、今申しましたよう見解を表明いたしておるような次第であります。もしも関係当事者間において意見が合わなかつた場合には、違反を理由といたしまして、現行法に侵害せられたという事で、現行法におきましても行政訴訟は必ずできるわけでありまして、この点に關しまして、地方公務員法がすみやかに制定施行になりますならば、苦情処理の問題は少くとも行政機関によりまして、第一次的に、実情に即するような解決が簡単にできる方法が認められることになるであろうと存せられるのであります。地方公務員法の制定せられるまでの一つの欠陥として、やはり政府としても思わしくない点と思つておる次第であります。

○門司委員 私はその問題については当局の御意思がほほわかつたような気がいたしますので申し上げます。ただこの機会に委員長にお願い申し上げます。おきたいと思ひますことは、大臣の出席のことです。大臣の出席は要求いたしましたから、今回でも三回に相なつておると思うのであります。きようはおそらく大臣がおいでになると考へておりましたが、おいでになりません。従つて私も委員——これは全体だと思ひますが、大臣から聞くことが、委員会の性質上、あるいは委員会と云うよりもむしろ聞いている問題の性質上、必要だというふうに感じておりましたが、おいでにならないければやむを得ず他の人からこれを聴取して、一応の審議を進めるといふ形に相なつて参ります。これは實際上の問題として議員の審議権が非常に制約される形に相なると思ふのであります。

す。そうしてこの委員会に責任のある大臣が一回も顔をお出しにならないという委員会の事項が議決されてしまふという不見識なことであつてはならぬと思ふのであります。従つてどうか委員長から大臣に對しまして、出られるものなら出られる、病氣なら病氣だといふことの明確なる御指示を願ひたい。私は新聞をたてにとるわけではありませんが、新聞紙上では大臣は相當御活躍のように見受けられるので、病氣だといふことを信ずるわけにも行きません。私は大臣の人格を信じまして、仮病だとは決して申し上げません。その点を十分委員長として御考慮を願ひたいと思ひます。

○中島委員長 お答え申し上げます。門司君の御要求はごもつともであります。木村國務大臣は、過日來は病氣でありましたが、昨日あたりから外出できるようになりまして、これは事實であります。本日は大臣が出席するはずでありましたが、やむを得ぬ公務がありまして、きのうわざ／＼私を委員長におたずねくださいまして、きようはどうしても出られない用があるので、どうしたものであらうかという御相談にあつたのであります。この次には必ず出席いたしますから、どうぞさよう御承知を願ひたいということでありま

す。

○立花委員 自治法に關しまして、緊急にちよつと質問したいと思ひます。實際上自治法の脱法行為が各府県に行われております。その事實は非常に重大だと思ひますのでお尋ねしたいのですが、問題は知事室のことです。聞くところによると、自治庁では最初の改正案には知事室をつくるという考へが

盛られておつたように承つております。また同時に、この案の中には署名活動に對して街頭の署名を禁止する。あるいは農地改革が完了したという建前から、農地部の委員設置の規定、そういうものが含まれておつたのであります。この一連の事實は、先ほど門司委員からも御指摘のありましたように、最近地方行政が非常に官僚化して來ている一つの現われだと思ふ。特に知事室の設置の問題などは、非常に重要な問題でありまして、地方行政の知事への集中という点から見まして、地方行政の官僚化が極度に現れた問題だと思ひますが、それを今度提出になりました案には削られております。ところが実は青森県におきましては、すでに九月二十日に知事室がつくられております。あるいは東京都にもつくられたかに新聞に発表されておる。こういう問題に對して自治庁としてどういう態度をおとりになるか、青森県におきましては、總務部の中に知事室を置きました。これは違法ではないと言つておりますが、百五十八條を見ますと明らかにこれは違法だと考えられます。われ／＼はこういう地方自治団体の理事者が、いたずらに言を構へまして自治法の違反を違反でないとして、實質上の知事室をつくるおる事實に對する御見解、またこれに對する今後の措置をお尋ねしたいと思ひます。

○小野政府委員 ただいま立花さんから地方団体、特に都道府県における局部の問題についての御質問がございましたが、御説のように地方自治法におきましては、百五十八條におきましてぜひ置かなければならない局部をあげております。あるいは地方団体の事務の遂行に必要な限度において置き得る道も開かれておるのでございまして、この場合においてあるいは知事室を設けたりするやうなことが違法ではないかというお考えのやうでございまして、また今回の地方自治法の一部改正法律案において、当初知事室を置き得るやうな道を開いておつたのを、置かないことになつた点についての御質疑があつたやうにも考えられるのでございまして、地方団体に對する局部特に都道府県における局部の設置の問題につきましては、この法律案を提案いたしましたあたりましては、地方自治委員会において十分な御審議を願つたのでございまして、われ／＼は自治委員会會議の御意向を十分に尊重いたしまして提案をいたすことと相なつたのであります。が、これらの局部を設けるといふことについて、御承知のとく地方自治権の拡充に伴つて地方の事務分置もふえて参りますし、また必要に応じては法律に定められておらない場合におきまして、当該地方議會の議決によりまして、これを設けるといふやうな方法を事實上とつておるところもあるやうに見受けられるのでございまして、知事室は抜いたはたいた御指摘になりました總務部に設置するといふやうな問題につきましては、法的には百五十八條に總務部の中で他の所管に屬しない事項として、分課の一つとして設けておるものでございまして、予算の上から申しましても、總務部所管となつておるやうに聞いておるのでございまして、なおこの改正法律案の立案にあたりまして事務當局とい

たしまして種々研究をいたした点もございまして、これらの点につきましては、鈴木行政部長からお答えをいたしたいと存じます。

○鈴木(俊)政府委員 知事室の關係でございまして、当初知事室を置くという案をいろいろ考へました。つきましては、府県知事の方々の中にも、そういうものがほしいという御意見が相當ございました。かた／＼實際問題として、他いづれかの局部に所管すると申しますよりも、いわば知事のプレーンになるやうな立場のものとして、知事に対して意見を反映する。知事が決定すべき意見を持ちます。際にいけば知事のほんとうの相談役というやうなことで、何か内部的なやういふプレーン——企画的、審議室的なものを置くというところが、實際上の問題として行われておつたやうでございまして、そういうものをいさ／＼法制化しようというものが、實際上の問題であります。また地方の総合開発といふやうな問題がございまして、そういう問題につきましても何かやういふ総合的なことをやるところでやつた方がよいといふやうなことから、事實問題として、そういうところに適材をあげてやつておつたといふやうなところもありません。こゝろいふやうな案を考えたのであります。ただいま政務次官の御答弁にありましたやうに、都道府県の局部をあまりにも現在以上にこまかく法定をするといふことは、やはり自治の本旨から申しましても適當でないで、そういうやうなことはこれをやめたわけがございまして、現在實際各府県で行つておる方法を、現状のままに置いてこれを法律上も容認するやうな形にして置いた方がよいのではな

いかということ、そういう原案を撤回したような形に相なった次第でございます。

○立花委員　そういう建前で、政府が原案を撤回なさった知事室が、実質上青森県では、すでに九月二十日につくられ、東京都にもつくられておる。しかもその内容から申しますと、これは向うから書類を送つて参つておりますが、鈴木部長のおつとやいましたような單なる知事のブレンというようなものではない、その内容は秘書課、人事課、弘報文書課、渉外課、調査課、そういうような多数の課を含んでおりますところの一つの完全なる部局が総務部の中につくられておるといふような状態でありまして、これはあくまでも原案を撤回になつた政府の御意図とはまったく反した方向ではないかと考へております。しかもこれが知事室として知事個人の権限、知事個人に直屬した形になつておりまして、これが私どもから見ますと、非常に地方の官僚化と申しますか、官僚化の中でも特に個人としての知事の権限の強化といふことになりまして、非常に地方行政の民主化、自治化とは反する方向に行くのではないかと思ひますが、すでにこの問題は青森県でも訴訟事件になつておりますが、この問題は全国に――さ

いせん部長のお言葉でも、知事の中にもこういう権限を興えろという要求があつたというふうに聞いておりますが、この問題を看過されまうと思ひます。すでに東京都でもこの問題が起つてゐるのでございまして、この問題を至急調査されまして、適當なる御処置をお願いしたいと思ひますが、こ

れに關連いたしました、次官の御答弁を承りたいと思ひます。

○藤田委員　ちよつと關連して……。ただいま立花委員からいろいろ知事室の問題について御質問がありました。が、実は私の所屬いたしましたおきま熊本県におきましても、県庁に県民室といふのがあります。鈴木部長の御答弁にありました通り、総合開発の事務を中心にして担当いたしました、非常な実績をあげております。立花委員のいろいろ杞憂された点は、少くとも熊本県に關しては全然ございせん。非常に地方の民主化に役立っております。調査の要求もございしましたが、そういう果もあるという前提のもとに、もし調査なさるならば遺漏なきを期していただきたいと思ひます。

○小野政府委員　立花さんの御質問に對してお答えをいたしたいと存じます。が、一般的に申しまして、地方団体、言いかえれば、特にたまたま御指摘になりましたように、都道府県の局部の問題をどう扱うか、こういう問題があるかと思ふのであります。特に地方自治体の自主性を尊重いたしまして、地方自治体が地方自治の本旨になつて十分に働けますようにいたしますことを前提といたしましては、これら局部の問題は、当該地方公共団体において最も活動に適する組織をつくり上げるといふことが望ましいことであらうと思ふのでございまして。地方自治法において、都道府県等の局部が法律によつて制定されておりますことにつきましましては、私の記憶では、前会でございますが、地方自治法の一部改正が行われました際に、衆参両院において相当御議論があつたようにも考えられ

るのでございまして。従ひまして政府といたしましては、これら国会の御議論の結果に基きまして、都道府県の局部につきましては法定をするといふことに相なつたものと記憶いたしておるのでございまして。従ひまして、もし先ほど申しました一般論を推し進めて参ります場合は、あるいは地方の団体の局部につきまして法定をすることが、いかなるものであらうかといふ根本問題にもなるのではなからうかと存するのでございまして。さういふ意味におきまして、地方自治法にいたしましては、一面国会における御審議を十分尊重いたしまして、その御決定に依りて、執行機関としての職責を果したいといふ考えを持っております。

同時に、地方団体、特に都道府県等におきまして局部を設けますやうな際に、方自治法に對して意見の照会等がございました場合には、適切な助言をいたすことにやぶさかではないのでございまして。ただ現在設けております、ただいま問題になつております知事室等につきまして、地方自治法が積極的にその改廃等について指示をいたしますことは、いかなるものであらうか、かように考える次第でございまして。なお私の答弁にさらに敷衍をいたします点につきましては、鈴木部長からお答えをいたしたいと存じます。

○鈴木(俊)政府委員　單純に法律的に違法であるかどうかという点でございまして、知事室を総務部の中の一つの室として設ける、名前は知事室でございしますが、やはりこれは法律上の性格をいたしましては、他の庶務課、地方課と並びますところの一つの分課とい

うことにならうので、いかなる分課を設けるかは、法律上も知事がこれを自己の権限として行ひ得るやうになつておりますから、かつこゝはいささか妙な点もございするが、総務部の中に知事室を置く、そして総務部所管の中の適當な権限をこれに行わしめるといふことは、純粹に法律論だけから申しますと、違法であるといふことにはなつて来ないと思ふのであります。

○立花委員　問題は二つあると思ふのであります。さいせん政府委員がお答えになりましたように、知事室を置くといふ案を初めお持ちになつておりましたのを、自治委員会の審議なんかを経まして、知事室を置かないといふこととにきめた。それを實際置いておるといふ問題。それから形式の問題でございしますが、総務部に知事室を置いてあるからいんだといふお答えでございしますが、総務部に置いてあらうと、知事直屬にして置こうと知事室があることに間違ひはない。しかもその知事室は、決して鈴木君の言われるやうな一つの課の仕事をしてゐるのではなく、さいせん言ひましたやうに、秘書課も、人事課も、調査課も、文書課も、渉外課も、全部含まれておるとい

うような知事室が、ただ知事に直屬させずに、総務部にあるという形で脱法をやつておるといふことは、これは明らかであると思ふのであります。しかも百五十八條によりまして「都道府県知事は、その権限に屬する事務を分掌させるため、局部の下に必要な分課を設けることができる。」と書いてあります。決してこの分課は、今言ひましたやうな数課を含めず知事室を含んでおるのではないと考へます。こゝういふ意味で、法律上から申しまして、決してこれは合法的とは言へないと思ふのであります。私は決してこの知事室の取消しの指令を出せとか、さういふことを自治法に當つておるのであらうと思ふので、こゝういふ問題をどうするかに考へになるか。これは全国的に波及する問題だし、地方自治法として知事室を置かないとお定めになつた方針と、違ふのじやないかといふことを指摘いたしまして、そのお考えを聞いて置かしまして、そのお考えを、さういふ問題を私提議しておるのではあらうと思ふので、誤解のないやうにお願いいたします。

○中島委員長　地方自治法の一部を改正する法律案の質疑は大體終了いたしましたことといたしたいと考へます。なおこの法案に對する討論の際に簡單な質疑はお許ししたいと考へます。前會において、日本法律案の討論に入ることを私は御承認を得たのであります。が、時間もありませんし、本日はこの程度にいたしておきたいと考へます。なおこの法案の取扱ひ方について散會後理事会を開きたいと思ひますから、どうぞ理事の諸君は、お残りを願ひたいと思ひます。

次に消防法の問題で御相談いたしましたと考えます。消防法に対しては相当に改正する点があるのではないかと想っております。私も十分調査をいたしておりますが、現在の消防法においては、欠陥があると思っております。これは前の消防法自体が国会の提案に属するものでございまして、今回もこの改正に対しましては国会自体において研究しまして、そうして提案したいと考えるのであります。会期がありませんので、この臨時国会においてはこれをやめまして、常会の初頭において小委員会をつくりまして、この法案の研究をいたしたいと考えます。さように取り扱いまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島委員長 次に本会の次会の開会については、御承知の通り会期は明日で終るわけですが、まだ会期延長の議決は得ておりません。委員長は考えとしては、会期が延長されますれば、二十四日の午後一時から開会したいと思ひます。いずれ正式には公報をもつて開会の御通知を申し上げますことにいたしたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会